



会長伊藤 隆一 事務局  
 事務局 5月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第5条3件は6月10日付けで許可になりました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第25号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 局長  
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 6番、渡邊委員。

渡邊委員 議案第25号件番1について、6月11日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤政幸委員と実施致しました。規模拡大による所有権移転売買です。譲受人は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第25号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第25号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。  
 次に申請2～3番は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第10条により一括上程とさせていただきますと思いますが異議ございませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせていただきます。申請2～3番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 局長  
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 渡邊平二委員。

渡邊委員 議案第25号件番2～3について、6月14日に現地調査及び申請内容の確認を

國分新司委員と実施致しました。本件は議案第 26 号件番 1 の転用案件に関連し、件番 2 は農業者年金受給停止しない為の使用貸借の再設定であり、件番 3 は転用地との交換申請です。申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2～3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2～3 番は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2～3 番は許可とすることに決定いたしました。  
次に申請 4～5 番も関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせていただきますがご異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせていただきます。申請 4～5 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 局長  
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

鈴木委員 はい。議長

会長伊藤 隆一 鈴木委員。

鈴木委員 議案第 25 号件番 4～5 について、6 月 10 日に現地調査及び申請内容の確認を影山公平委員と実施致しました。所有権移転贈与であり、譲受人も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 4～5 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 4～5 番は許可とすることに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1

項申請 4～5 番は許可とすることに決定いたしました。

申請 6 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

会長職務代理者

はい。議長

会長伊藤 隆一

佐藤委員。

会長職務代理者

議案第 25 号件番 6 について、6 月 11 日に現地調査及び申請内容の確認を鍋島正則委員と実施致しました。生前一括贈与による所有権移転です。後継者も意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 6 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一

ご苦労様でした。議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 6 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 25 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 6 番は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一

議案第 26 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程を致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長。

会長伊藤 隆一

局長。

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適当の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可適当の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
申請 3 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
申請 4 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

事務局長 申請 5 番について事務局の説明を求めます。  
議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 5 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
申請 6 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 6 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
申請 7 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 7 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 7 番は、

許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
申請 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長。

会長伊藤 隆一

局長。

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 8 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

申請 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長。

会長伊藤 隆一

局長。

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 9 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。

申請 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長。

会長伊藤 隆一

局長。

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 10 番は、許可適當の意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 10 番は、許可適当の意見を附し、知事に進達することに決定を致しました。  
 次に、議案第 27 号 現況確認証明願いについてを上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。現況確認証明願いについて、議案第 27 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 27 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。  
 次に、議案第 28 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農用地利用集積計画、新規設定 5 件の議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 5 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。  
 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 6 月の定例会を終了いたします。

平成28年6月17日  
(閉会午後3時30分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 9番委員 鍋島 正則

---

議席 10番委員 遠藤 政幸

---